

神戸商工会議所 議員選挙・選任 2025(令和7)年度は 神戸商工会議所の議員改選が行われます

約11,500会員の代表として、神戸商工会議所の組織・事業運営にあたる議員。

議員の定数は140名で、任期は3年（次の任期：2025年11月1日～2028年10月31日）となり、選挙・選任方法によって「1号議員」「2号議員」「3号議員」に種別されます。本年9月から10月にかけて、種別ごとの選任日程及び手順に従って新議員が選ばれます。

議員選挙・選任の方法	
1号議員 (定数70人)	会員及び特定商工業者が、 会員の中から投票により選挙
Point ■立候補届出の上、10月の投票選挙によって確定（立候補者数が定数以内であれば投票選挙は行われません） ■1号議員は、会員の中から選挙によって選ばれるため、会員全体の代表としての性格が最も強い議員といえます。	
2号議員 (定数49人)	11部会において、各割当数に 基づき部会員の中から選任
Point ■9月に開催される各部会会合にて選任 ■2号議員の割当数は、部会ごとの会員数や会費口数によって決定されます。業種別の部会ごとに選任されるため、業界代表の性格が強い議員といえます。	
3号議員 (定数21人)	会頭が常議員会の同意を得て 会員の中から選任
Point ■9月に開催される常議員会にて選任 ■3号議員は、業種、業態、地域などを網羅し、総合的な見地から商工会議所の運営上、欠かすことのできない議員といえます。	
※選ばれる方は異なりますが、議員としての職務・権限は同一です。	

2025年度議員選挙・選任スケジュール		
月 日	曜	事 項
8月1日	金	議員選挙管理委員会の設置、選挙公告
8月25日	月	選挙人名簿調整日
9月3日	水	選挙人名簿縦覧期間、異議申立期間
9月4日	木	
9月8日	月	3号議員の選任、2号議員の各部会割当数決定
9月11日	木	2号議員の選任
9月22日	月	
9月25日	木	1号議員立候補届出開始日
		1号議員立候補届出期間
10月1日	水	選挙人名簿確定日、選挙人追加名簿調整日
10月2日	木	1号議員立候補届出締切日
10月7日	火	選挙人追加名簿縦覧期間、異議申立期間
10月8日	水	
10月10日	金	選挙人追加名簿確定日、 1号議員立候補辞退届出締切日
10月24日	金	1号議員投票日、開票日、選挙会
11月1日	土	新議員140名の任期開始
11月7日	金	新役員の選任（臨時議員総会）

Q1 会員の議員改選への関わりは？

A1

会員（特別会員を除く）は、「1号議員」に関する選挙権（1号議員を投票によって選ぶ権利）ならびに被選挙権（1号議員に立候補する権利）を有します。
1号議員の立候補者が定数の70名を超えた場合、10月中旬に送付される「投票権入場証」を持って投票を行っていただきます。選挙人で自身による「直接投票」、代理人に選挙権を委任する「代理投票」のいずれかの方法で投票が可能です。また、所属する部会の会合にて「2号議員の選任」にも参加いただけます。

Q2 選挙権の委任とは？

A2

「1号議員」に関する選挙権（票）は、A1の通り、代理人に委任することができます。
1号議員立候補予定者が選挙権（票）を確保するため、選挙に先立ち、会員等から委任状を受け取り、投票場入場証が送付された時点で同証を集めることが行われています。こうした委任状や投票場入場証の受け渡しは、1号議員立候補予定者（または所属部会等）と委任した会員等との2者間の約束であり、当商工会議所事務局が関与するものではありません。

1号議員選挙の概要

● 選挙権（選挙人）

選挙権は、本年10月1日までに2023年度から2025年度までの会費を完納された会員（特別会員を除く）に与えられます。ただし、2024年度・2025年度に入会された会員は入会年度以降の会費の完納で足ります。
選挙権の個数（票数）は、納入済会費の口数により定められています（表1参照）。また、負担金を完納した特定商工業者には、会員・非会員を問わず1個の選挙権が与えられます。

● 被選挙権（議員候補者）

被選挙権は、本年10月1日までに2023年度から2025年度までの会費を完納された会員（特別会員を除く）が有します。立候補届出期間は、9月25日から10月2日までですが、立候補には一定の要件を満たす必要があります。
なお、法人会員および団体会員は、法人、団体として立候補していただきます。

● 選挙方法

神戸商工会議所議員選挙・選任規約に定める手順に従い、1号議員の立候補者が定数の70名を超えた場合、10月中旬に送付される「投票場入場証」を持って投票選挙が行われます。

選挙人またはその代理人は、10月24日の投票日に「投票場入場証」を持参し、選挙権個数に応じた票数分の投票用紙を受け取り、単記無記名方式で投票を行います。投票終了後、即日開票し、当選人を確定します。

なお、立候補者数が定数と同数、またはそれ以下になった場合は、投票場入場証の発送及び投票選挙は行いません。

（表1）1号議員の選挙権個数

会費の口数	選挙権の個数	会費の口数	選挙権の個数
1	2	22-23	33
2	4	24-25	34
3	6	26-27	35
4	8	28-29	36
5	10	30-34	37
6	12	35-39	38
7	14	40-44	39
8	16	45-49	40
9	18	50-54	41
10	20	55-59	42
11	22	60-64	43
12	24	65-69	44
13	25	70-74	45
14	26	75-79	46
15	27	80-84	47
16	28	85-89	48
17	29	90-94	49
18	30	95以上	50（上限）
19	31		
20-21	32		

※負担金（4,500円）を完納した特定商工業者には上記以外に1個の選挙権が与えられます。
※上記選挙権の行使にあたっては、「1号議員選挙の概要」にありますように、会費・負担金の納付が必要です。